

令和8年（フ）第64号

岐阜県大垣市新田町4丁目50番地2、前住所
岐阜県大垣市中川町1丁目18番地5
破産者 酒彩・食彩 奏嵐こと 相川 輝良
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和8年（フ）第17号

滋賀県長浜市木之本町木之本1925番地1 レ
オパレスプランアール112号室
破産者 大橋 裕介
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和7年（フ）第6615号

大阪府箕面市稲2丁目3番57号 (102号)
破産者 河野修一郎
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6616号

兵庫県西宮市高須町1丁目7番13—703号
破産者 河野 敏一
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6657号

大阪府寝屋川市大利町4番9号 NST三和
破産者 ヤナギ工務店こと YOO YOUNG WOONG 柳 英雄
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6774号

大阪市中央区日本橋2丁目14番12—1308号
破産者 GAO LANJIN 高 蘭金
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1490号

大阪市都島区網島町5番6—608号、前住所
大阪市中央区瓦屋町2丁目15番9—302号
破産者 松野 郁也
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2003号

大阪市西区北堀江1—17—10—1001、住民票
上の住所兵庫県伊丹市中央5丁目3番40号
破産者 芝田 佳奈
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第8号

鳥取県米子市河岡132番地8
破産者 西村 偉
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和8年（フ）第55号

鳥取県西伯郡南部町円山145番地2
破産者 澤田 博子
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和8年（フ）第69号

鳥取県米子市淀江町佐陀1995番地 シャン
ドゥフルール202号
破産者 山内 光信
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和8年（フ）第72号

島根県松江市東津田町2168番地799
破産者 村松 直樹
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和8年（フ）第400号

広島県東広島市八本松東6丁目2番40号 N
スクエア2000棟2022号
破産者 坂本 謙太
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第16号

香川県観音寺市観音寺町甲3337番地14、前住
所香川県観音寺市坂本町五丁目4番3号
破産者 宇賀 恒繁
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

令和7年（フ）第344号

愛媛県松山市余戸中1丁目7番15号
破産者 今井 隆信

1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第97号

愛媛県松山市古川西1丁目8番27号、住民票
上の住所愛媛県松山市東大栗町乙193番地1
破産者 河端 周二
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第110号

愛媛県松山市祝谷東町乙751番地1 Sor
a—La 祝谷107号
破産者 岩見 志保
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和8年（フ）第123号

愛媛県松山市小栗5丁目5番35号 アライブ
スクエア101号
破産者 藤田 結子
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年（フ）第4号

福岡県飯塚市小正216番地2 プチコート小
正203号、前住所福岡県飯塚市小正453番地2
破産者 諸井 美子
1 決定年月日 令和8年9月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部